

猪名川町民の皆様へ

私は、令和3年11月19日開会の第407回猪名川町議会臨時会に、令和3年度猪名川町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める議案を提出しましたが、議員の賛否が同数となり、議長裁決で不承認となりました。

専決処分は、議会の承認が得られなくてもその効力に影響はありませんが、地方自治法第179条第4項の規定により、「予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。」とされています。

私は、必要と認める措置として、下記のとおり専決処分を行った経緯及び専決処分が不承認となったことについて、町ホームページ等情報媒体を通じて町民の皆様にご説明し、この旨を議会に報告させていただきます。

令和3年11月24日

猪名川町長 岡 本 信 司

記

令和3年度一般会計補正予算（第3号）に係る専決処分の不承認とその後の措置等について

1 専決処分を行った経緯について

令和3年度猪名川町一般会計補正予算（第3号）は、道の駅検証委員会に係る委員報償費等（516万6千円）、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（1,260万3千円）、町内商工事業者感染拡大防止対策補助金（800万円）の総額2,576万9千円を編成したものです。

その内、令和3年10月1日付けで設置した「道の駅いながわ機能拡大プロジェクト検証委員会」に係る委員の報償金及び費用弁償、合計516万6千円の予算計上については、同プロジェクトに対して多くの住民が疑念を抱き、第三者による検証を望み、その結果を早期に公表すべきとの声が上がっていたことに対し、先の町長選挙で民意を得

た私の政治姿勢として設置を決断したものです。

就任後、時間的余裕がない中で早急に検証委員会を設置し、来年の3月議会で検証結果を報告することを目途とした結果、本補正予算に関しては、地方自治法第179条第1項に規定する専決処分のうち、「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がない」と判断し、令和3年10月1日に専決処分を行いました。

2 専決処分後の議会提案について

専決処分については、地方自治法第179条第3項の規定により、「長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。」とされていることから、令和3年11月19日開会の第407回猪名川町議会臨時会に承認を求める議案を提出しましたが、議員の賛否が同数となり、議長裁決で不承認となりました。

3 専決処分の不承認に伴う措置について

専決処分は、議会の承認が得られなくてもその効力に影響はありませんが、地方自治法第179条第4項の規定により、「予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。」とされています。

必要と認める措置として、上記のとおり専決処分を行った経緯及び専決処分が不承認となったことについて、町ホームページ等情報媒体を通じて町民の皆様にご説明し、この旨を議会に報告させていただきます。

今回の専決処分の不承認に関しては、提案者である町長として大変重く受け止め、町民の皆様にご心よりお詫び申し上げます。

今後、このような事態が起こらないよう適正な事務執行に努めてまいりますので、引き続き町政運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。